

上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書

令和 年度（ 年分相当分）

納税義務者 住所 八王子市 _____

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

電話 _____

○確定申告した(予定を含む)上場株式等の所得

			住民税の源泉徴収額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等			円

対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税 15.315%（復興特別所得税含む）と住民税 5%の合計 20.315%の税率であらかじめ源泉徴収（特別徴収）されているものとなります（所得税 20.42%を源泉徴収されているものは対象ではありません）。

※上記の表の住民税の源泉徴収税額の記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。

※申告不要を選択した場合、配当割額・株式等譲渡所得割額の控除・還付はありません。

※申告不要を選択したことにより、医療費控除等の一部所得控除について、所得税における控除額と住民税における控除額に差異が生じる場合があります。

申告する番号に○をつけてください。

1. 上記の確定申告した（予定含む）上場株式等の所得について、住民税では申告いたしません。

2. 上記の確定申告した（予定含む）上場株式等の所得について、住民税では下記の所得といたします。

			住民税の源泉徴収額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等			円

2 は以下の例の場合に使用します。

例 確定申告で分離課税した配当所得を住民税では総合課税で申告

**上場株式等の配当所得等に係る個人住民税の課税方式の選択に係る所要の措置
(所得税と異なる課税方式による個人住民税の課税選択)**

平成 29 年度税制改正で、特定上場株式等の配当所得や上場株式等の譲渡（源泉徴収がある特定口座）に係る所得については、平成 29 年 4 月 1 日から所得税と異なる課税方式により個人住民税を課税することができることが明確化されました。

具体的には、特定上場株式等の配当所得等を含めた所得税の確定申告書が提出されている場合であっても、その後に個人住民税の申告で記載された事項を基に課税できること等を明確化するための改正がされたものです。

あくまでも、申告者様の判断の下、「申告不要制度適用・総合課税・申告分離課税」を選択してください。

【申告期限】

納税通知書が送達される日まで

<給与から納める方（特別徴収）は 5 月 15 日頃、納付書で納める方（普通徴収）は 6 月 1 日頃>

※申告期限を過ぎたものは受付できません。

【申告方法】

下記①～③を申告期限までに提出してください。

- ① 市民税・都民税申告書

※氏名等の個人情報の欄を必ずご記入ください。

- ② 上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書（本紙表面）

- ③ 年間取引報告書等の源泉口座が確認できる資料

上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書の記載誤りや年間取引報告書等で上場株式等の所得と判断がつかない場合には、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。

住民税の源泉徴収税額の記入誤りにご注意ください

下記の記入誤りがよくあります。提出前に今一度ご確認ください。

×住民税ではなく**所得税の源泉徴収額**を記載している。

×納付額ではなく**還付額**を記載している。

特定口座年間取引報告書（一例） 色のついている欄が住民税の源泉徴収税額です。

＜譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等＞			
譲渡区分	譲渡の対価の額(収入金額)	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額(譲渡所得等の金額)
上場分			
特定信用分			
合計			
源泉徴収税額(所得税)		株式等譲渡所得割額(住民税)	外国所得税の額
			0

＜配当等の額及び源泉徴収税額等＞			
種類	配当等の額	源泉徴収税額(所得税)	配当割額(住民税)
株式、出資又は基金			
特定株式投資信託			
(省略)			
合計			
譲渡損失の金額			
差引金額			
納付税額			
還付税額			